

武蔵野市第五期長期計画 圏域別市民会議（中央地区） 議事要録

-
- 日 時 平成 23 年 10 月 15 日（土）午後 1 時 31 分～午後 3 時 33 分
- 場 所 武蔵野市役所 412 会議室
- 出 席 山本泰委員長、
見城副委員長、小竹佐知子委員、作部径子委員、前川智之委員、松本すみ子委員、
会田恒司委員、井上良一委員、
事務局（企画政策室長、企画調整課長、他）
市 民（7 名）
-

議 事

・委員長より委員紹介、意見交換会の進行、長期計画及び計画案の説明の後、中央地区市民との意見交換が行われた。

中 町：三鷹駅北口のまちづくりについて、特に玉川上水と三鷹駅の玄関口のところをセットで考えるように検討を進めるという書き方にしていきたい。

委員長：三鷹の北口をどういうまちとして位置づけるか、特色を出していくかという記述はあったほうがいいと思うので、書き加えさせていきたい。

北 町：自分たちの生活の中で持っているニーズ、解決してもらいたい課題を、地域を含めてどう解決していったらいいかという視点での計画づくりだが、市の動きとの兼ね合いがはっきりしない。行政としてはこういうことでやるから承知しておいてくれ、それに従って意見や行動をしてもらいたいと受け取れる。気になる点をいうと、5 ページ 4 行目「長期計画は、計画性のない事業実施に陥らないよう、統制する役割」とあり、この文章が統制するという受け取り方をされた場合、市民とかみ合わない。

委員長：「統制する」という文言は、この計画が市の事業を統制するというので、市民の活動を統制するという趣旨では全くない。

委員：もしかすると書きぶりがまだ薄かったかもしれない。「健康・福祉」について、予防と福祉課題、健康課題の早期発見、早期アプローチに関しては、行政だけがやるのではなく、市民の参加に基づいて新たな福祉を展開していく。

緑 町：会社の場合だと、数字をどういうふうに持っていかをきちっと立てる。毎年見直して次の年度に持っていく。これは数値にはほとんど触れていない。5年間に主な数字についてはどういうふうに持っていかを具体的に書いてほしい。

委員長：企業と地方公共団体では事業についての考え方が違う。具体的には事業と事業期間がある程度示され、それに基づいて毎年概算要求が行われ、議会で予算が決められるという多段階の事業計画で事業を進めていく仕組みになっている。

緑 町：この年度までには少なくともここまでやるとか、ここまでを目標とするという具体的なことを明確に記述することは無理なのか。

委員長：最終的な長期計画になった段階で示される。それで進捗管理をしていく。

中 町：補助幹線道路の整備と三鷹駅北口の整備は、この数年間全然進んでいない。市民に進捗状況を公開するとか、そういう形でこの計画をつくっていただきたい。

委員長：順序を追って推進していくとなっているので、さまざまな分野で面的に事業計画として示される、そういう手法で地域ごとの整備を進めている。

西久保：行政用語としての地域リハビリテーションという言葉があるが、市民目線では、リハビリテーションというのは身体機能回復訓練というすり込みがある。違和感がいつまでも消えない。地域コミュニティについては、町会をなくしたことは大きな損失だったのではないかと。1万人以上の住民に対して三十何人の運営委員がそのコミュニティのことを決めていいのか、地域のほかの活動を一切しない人がコミュニティの代表でいいのかという意見を最近強く聞く。

地域社協についても拠点のない地域社協がこの先存続できるのか。コミュニティのあり方を再構築することもこの中からは読み取れない。その辺も含めて書いてほしい。

委員：リハビリテーションというと、機能回復をイメージしてしまうが、全人的な復権、教育から職業まで全部含めてその人がその人らしく生きられる復権を目指すのがリハビリテーションで

ある。一般的にいわれている地域リハと、武蔵野市がやろうしている地域リハは必ずしもイコールではない。もっと大きな概念である。

委員：地域リハビリテーションという言葉は全人的な回復という意味も含めた概念であるが、機能回復訓練というイメージにつながりやすい。そうではないということを市民の方にもわかりやすく伝えていくことが行政の役割であると考えている。

委員長：町会がない武蔵野市ではなくて、既に存在している町会を再評価することも現実的な手段としては重要じゃないかと思う。町会を再構築というのはどうかなと思う。

コミュニティ協議会とコミセンの運営とコミュニティのマネジメントは別のことである。コミュニティ協議会が勉強会や情報交換をして、よその協議会でうまくいっていることをまねするとか、一緒にやるとか促すのが基本であるが、それだけでは手詰まりだという指摘はそのとおりだと思う。策定委員会としては、タイミング的にやり過ぎしてはいけないと思っている。

委員：個別にどうしていったらいいか、こうしましょうということができなかったという印象である。ネットワーク上で集まっているグループもあるので、うまく機能できる仕組みがあるといいという話は出た。

緑町：「子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備」で、「地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業は子ども協会に委託し」というのが出てくるが、委託することになった背景を教えてください。

副委員長：委託先については具体的な記述はない。「子ども協会に委託し」というのは一歩踏み込んだ記述になっているが、決まったわけではない。放課後施策推進協議会の中でも委託について話し合いが進んでいるので、「委託し」の表現については、策定委員会の中でも検討していく。

委員長：学童クラブとあそべえは運営主体が違うので、相互の調整ができるようにする。

緑町：運営の一体化というのは、あそべえと学童クラブが一緒になって、学童クラブがなくなるというわけではないのか。「運営の一体化」と書かれると、なくなってしまうのではないか、新しいものができて全部そこにほうり込まれてしまうんじゃないかというイメージがある。

委員長：そういうことではない。

北町：地域という言葉がよく出てくる。コミセンがいう地域と、福祉課がいう地域とか、きちんと整理されているところと全然違っているところとある。きちんと整理されてないことは問題である。

委員：地域包括ケアのもっと大きな概念が地域リハである。国のいうところは小さ目で、武蔵野市はもっと大きくくくっている。

北 町：地域生活圏という問題が大事だから、もう少し掘り下げていただきたい。地域をどうするかという視点も入れ込んでいただきたい。

委員：市民が課題を発見し、解決するために市民自身が協働してプランを立て、実施し、評価するというのが、これからの福祉のありようとして一番重要である。

西久保：町会を補完するはずのコミュニティ協議会はその役目を全く果たしていない。外圧がなければ内部から変えるのは無理。条例で保護されたコミュニティ協議会の延長線上には理想とする町会を補完する機能のコミュニティ協議会はない。コミュニティ協議会を進化させようという発想は砂上の楼閣である。

委員：コミュニティ協議会がコミュニティの課題を解決する形になっていないのは事実である。今のコミュニティ協議会を進化させるのは難しいが、個人の意見としては、自主三原則を尊重しながら考えていく方向はないものかと思う。

副委員長：理想論かもしれないが、コミュニティ協議会の運営に問題ありと認識している市民がいるなら、実際に協議会の中に入るか、住民総会などで意見を述べることで、議論を盛り上げていくというステップが入らないといけない。

緑 町：子ども・教育施策の「小学生の放課後施策の充実」のところで、いきなり「学童クラブでは、一時育成事業を実施するほか」と出てくるが、この一時育成事業を実施することがここに出てきた背景について教えてほしい。

副委員長：どうして一時育成事業が出てきたのかという話では、放課後の児童育成を必要としている方のためにサービスを柔軟にしていこうという趣旨であり、決して門戸を狭めるという方向ではない。

委員長：一律にということではなく、できるところからやるという趣旨だとご理解いただきたい。

緑 町：今ある学童クラブの指導員での指導体制では不十分だと思う。あそべえには、スタッフのスキル向上や専門性の高いスタッフの配置を行っていくと書いてあるが、学童クラブには、それを目指すということが書いてない。そこにもちゃんとうたってほしい。

副委員長：専門性の高い要員の配置において、学童とあそべえの運営の一部を一体化する形で運営していけないかというのが「運営の一体化」である。書き方について検討する。

緑 町：若い世代の視点が書き込まれてもいいのではないか。例えば、居住環境や子育ての環境について、20代、30代が考えていることはもっと違う視点があるのではないか。

委員長：無作為で抽出したワークショップで、さまざまな人たちの意見があった。今回の子ども施策は、特に次世代育成という観点から力を込めて書いているつもりである。

中 町：28 ページの（1）に「規制と支援の両面から新たな制度の検討を進める」とある。規制というのはどういう新たな制度を想定しているのか。また、景観法の次の景観条例を考えない理由は何か。

委 員：緑の創出について、国の法律が上にあるので、相続税の優遇措置がなかなかできない。武蔵野市の緑の民間ベースが持っているパーセントは頭打ちになっている。保全をして守っていくというスタンスでこのように書かせていただいた。

委 員：緑は市民全体の財産だという中で一緒に守りはぐくんでいきたいと思いますというのが、緑の憲章の理念である。接道緑化とかさまざまな支援策も含めて環境緑地制度を新たに導入した。一番の問題は、相続によって緑がなくなってしまうことである。国の税金だけでなく、地方主権の時代であるので、市で何かできないか検討していく。
景観条例だけで規制していくのはなかなか難しいので、景観ガイドラインとか景観計画を定めて、その必要があるかどうか確認した中で検討していきたい。

中 町：規制というのは広い意味での規制か。私権を規制するというイメージではないと。

委 員：そうではない。

————— 了 —————